

### 1. 女性政策の動き

	世界の動き	日本の動き	
1975年(昭和50年)	国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
1976年(昭和51年)	「国連婦人の十年」始まる		
1977年(昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1979年(昭和54年)	国連「女子差別撤廃条約」採択		
1980年(昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)		
1985年(昭和60年)	「『国連婦人の十年』世界会議」開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1986年(昭和61年)			
1987年(昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1991年(平成3年)		「育児休業法」公布	
1993年(平成5年)		中学校で技術・家庭科の男女共修実施	
1994年(平成6年)		高等学校で家庭科の男女共修実施	
1995年(平成7年)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立	
1996年(平成8年)		男女共同参画推進連絡会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年(平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正	
1999年(平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正労働基準法」施行	
2000年(平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「児童虐待の防止に関する法律」施行	
2001年(平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
2002年(平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行	
2003年(平成15年)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	
2004年(平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「児童虐待の防止に関する法律」改正	
2005年(平成17年)		「第2次男女共同参画基本計画」策定	

## 2. 少子高齢化と家族形態の多様化

わが国は急速に少子高齢化が進み、平成16年の合計特殊出生率は1.29まで減少し、人口も平成18年をピークに減少をはじめ、平成22年以降は本格的に人口が減少すると予想されています。

一方で、女性の社会進出は増加していますが、仕事を続けながら家事や育児を行う環境が整備されていないため、出産を敬遠するといった状況があることも少子化の一因とされています。

また、少子化に伴い、単身世帯、夫婦のみの世帯が増加するなど世帯規模の縮小が継続していくと考えられます。

表1 吉田町の人口推移（人） 資料：住民基本台帳



表2 世帯構成比率の推移 資料：国勢調査

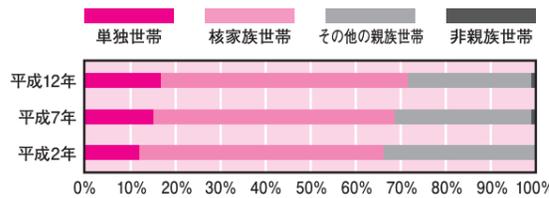


表3 小中学校・児童生徒数（人） 資料：学校基本調査

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
住吉小学校	635	627	616	607	589
中央小学校	859	870	864	858	882
自彊小学校	341	343	333	337	350
吉田中学校	1,025	973	918	892	872
全体	2,860	2,813	2,731	2,694	2,693

表4 女性の就業状況(%) 資料：平成12年国勢調査

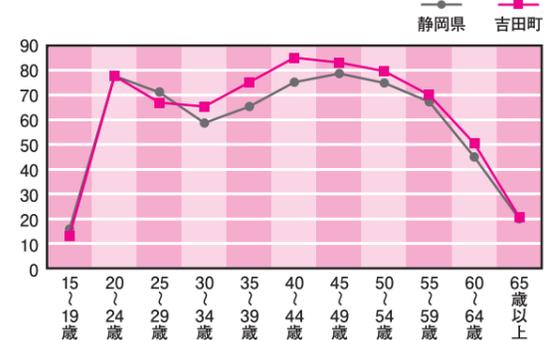


表5 審議会委員及び地域自治組織役員の女性の登用率（平成17年4月現在） 資料：しずおか女と男のデータブック

◎審議会等委員の女性の登用率（%）

地域	登用率 (%)
吉田町	15.6
県内市町	23.9
県	26.3
国	28.2

◎自治会の女性の役員数（人）

自治会役員・町内会長(内女性の人数)	67(0)
--------------------	-------

## 3. 女性の就業状況

女性の就業状況は、結婚・出産・子育て期にあたる20代前半から30代前半までは減少し、30代後半から再び増加しています。これは、子育てにあわせたライフスタイルによるものであり、いわゆる「M字曲線」と言われています。

また、女性の雇用形態は男性に比べてパートやアルバイトが多く、賃金も男性の6割に止まるなど、男女が対等な立場で活躍しているとはいえない状況にあります。

## 4. 審議会等委員や地域組織等への女性の参画

住民の身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、住民生活に大きな影響を与えることから、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要となってきます。

また、近年の地震災害の経験から、災害時には女性の家庭的負担やストレスが増大するといった問題が明らかになっており、防災対策は、ジェンダー問題の視点からも考える必要があることから、それに関わる人材育成や方針決定過程への女性の参画が望まれます。

## 5. プラン策定の経緯

平成17年（1月）	第1回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・委員の委嘱状交付 ・男女共同参画研修会 平成16年度吉田町男女共同参画社会講演会 【講師】 桂文也氏 【日時】 平成17年1月22日(土) 【会場】 吉田町学習ホール 【人数】 約170人
（3月）	第2回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・男女共同参画基本計画の内容について 第1回吉田町男女共同参画基本計画推進委員会及び策定委員会ワーキンググループ会議 【内容】・男女共同参画基本計画策定の概要 ・男女共同参画基本計画策定の意義
（5月）	第3回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・男女共同参画に関するアンケート調査について
（7月）	第4回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・吉田町男女共同参画基本計画素案について
（10月）	第2回策定委員会ワーキンググループ会議 【内容】・吉田町男女共同参画基本計画素案に対する意見について 第5回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・男女共同参画に関するアンケート調査の結果報告について ・吉田町男女共同参画基本計画素案に対する検討について
（12月）	平成17年度吉田町男女共同参画社会講演会 【講師】 諸橋泰樹氏 【日時】 平成17年12月17日(土) 【会場】 吉田町健康福祉センター「はあとふる」2F研修室 【人数】 約70人
平成18年（2月）	第6回吉田町男女共同参画基本計画策定委員会 【内容】・吉田町男女共同参画プラン策定
（3月）	印刷製本

# 住民意識調査概要報告

吉田町男女共同参画に関するアンケート調査

- 1 調査対象 町内在住の16歳以上の男女
- 2 調査期間 平成17年6月24日(金)～平成17年7月11日(月)
- 3 調査方法 郵送による調査
- 4 回収状況

郵送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1000	411	406	40.6%

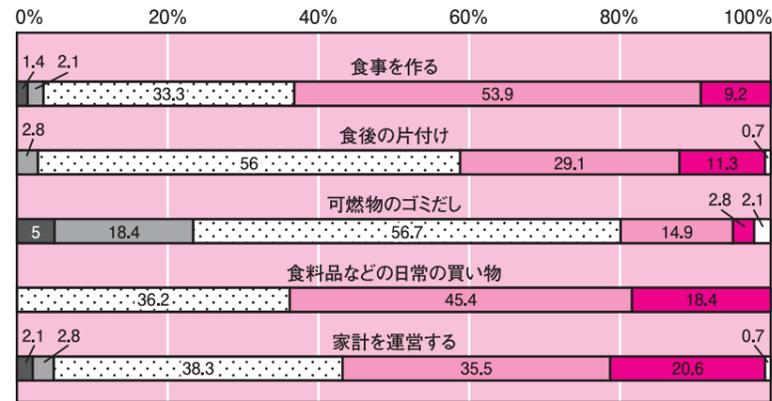
中学生に対する男女共同参画に関するアンケート調査

- 1 調査対象 吉田中学校2、3年生各学年2学級を対象
- 2 回収状況

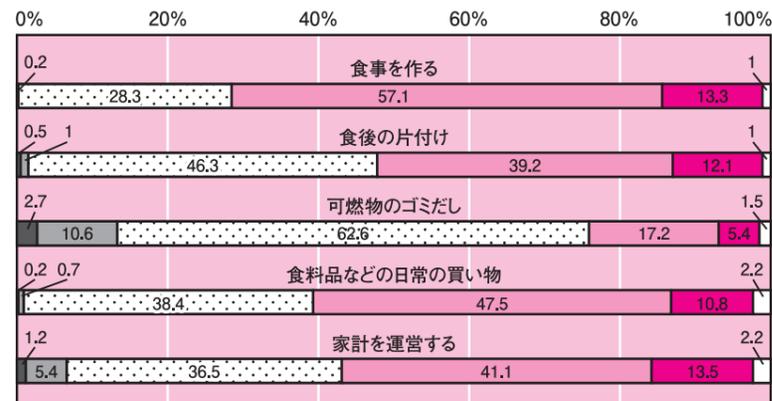
配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
141	141	141	100.0%

## 「男性」・「女性」の役割分担意識

### ▼中学生のアンケート結果



### ▼一般のアンケート結果



## 家周辺の清掃 (草取りや川ざらい)

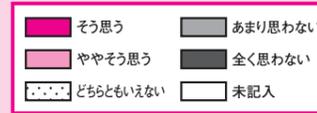


## PTAや自治会の役員

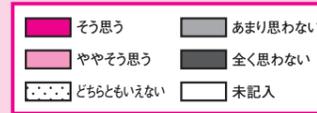


## 性別役割分担に対する意見や考え方

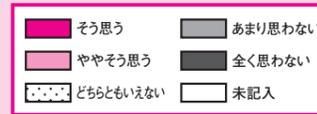
質問1 家の外で働くのは「男の仕事」である



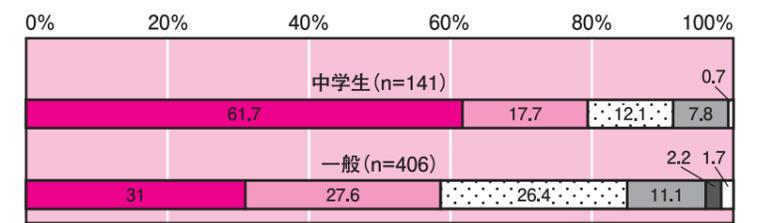
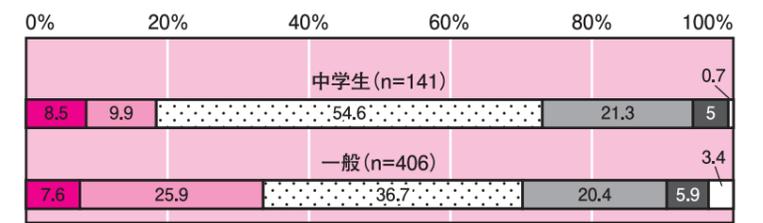
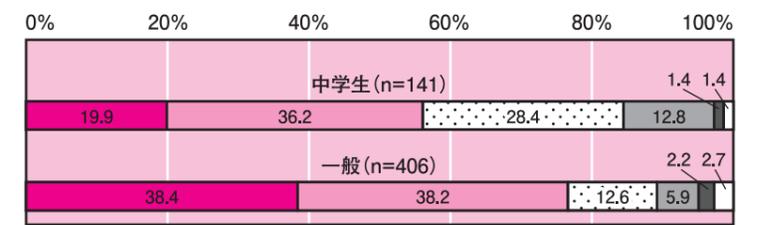
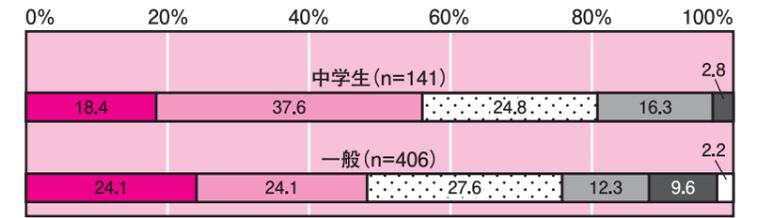
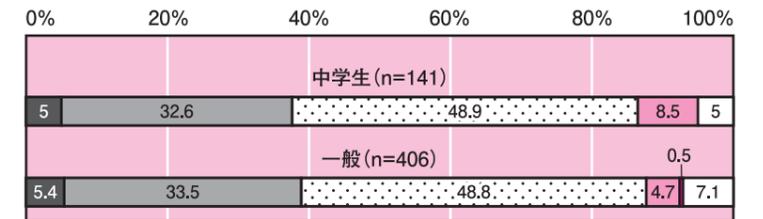
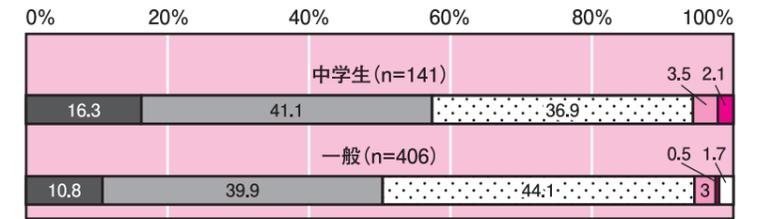
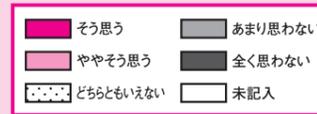
質問2 男性には「子育てより仕事」という時期がある



質問3 女性は責任ある地位に就きたがらない



質問4 賃金や給料に男女格差があってはならない



# 住民意識調査概要報告

## 役割分担の実態

質問1 次にあげる仕事や作業を  
実際に家庭で行っている  
(もしくは行っていた)のは  
誰ですか？



n=357



# 吉田町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

## 設置

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、吉田町の目指す男女共同参画基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、吉田町男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## 所掌事務

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。  
(1) 計画の策定に関すること。  
(2) 計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。  
(3) その他目的達成に必要な事項

## 組織

第3条 委員会の委員は10人以内で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。  
(1) 公募による者  
(2) 識見を有する者  
(3) その他町長が必要と認める者

## 委員長等

第4条 1. 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。  
2. 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。  
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。  
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 任期

第5条 委員の任期は、委員会の設置から計画の策定が完了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 会議

第6条 1. 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。  
2. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

## ワーキンググループ

第7条 1. 委員会にワーキンググループを置き、計画の策定に必要な調査及び検討を行う。  
2. ワーキンググループは、別表に掲げる者のうち、当該所属課(局長)が選出する者をもって構成する。  
3. ワーキンググループは、必要に応じて委員長が招集する。

## 庶務

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、企画課において処理する。

## その他

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附則

1. この要綱は、平成16年6月15日から施行する。  
2. この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

## 同委員会名簿及びワーキンググループ委員名簿

### 吉田町男女共同参画 基本計画策定委員名簿

役職等	氏名
公募委員	久保田喜代子
公募委員	吉永 鈴江
公募委員	和田 由香
住吉小学校校長	大石 英次
女性団体連絡協議会会長	久米 勝子
社会教育委員長	大角 佳代子
自治会連合会会長	中島 博範
産業団体代表	田中 春江
富士フィルム(株)労働組合書記長	小澤 正人
住吉小学校PTA会長	増田 剛久

### 男女共同参画 アドバイザー

役職等	氏名
浜松大学健康プロデュース学部教授	久保田 力

### 吉田町男女共同参画 基本計画策定委員会 設置要綱 別表

#### 第7条関係

所属	職名
総務課	行政部門副主幹
企画課	企画調整部門副主幹
税務課	収納管理部門主幹
町民課	国保部門主幹
社会福祉課	児童福祉部門主幹
健康づくり課	健康づくり部門主幹
高齢者支援課	介護保険部門主幹
産業課	商工観光水産部門副主幹
都市建設課	都市計画部門副主幹
下水道課	下水道部門副主幹
水道課	工務部門主幹
会計課	主幹
議会事務局	副主幹
学校教育課	学校教育部門主事
社会教育課	社会教育部門主幹
吉田町牧之原市広域施設組合	衛生センター主幹

## 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱

### 設置

第1条 吉田町における男女共同参画社会づくりを推進するため、吉田町男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 所掌事項

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。  
 (1) 吉田町男女共同参画基本計画の推進に関すること。  
 (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項

### 組織

第3条 委員会は、次に定める職にある者をもって組織する。  
 助役 教育長 総務課長 企画課長 税務課長 町民課長 社会福祉課長 高齢者支援課長 健康づくり課長 産業課長 都市建設課長 下水道課長 水道課長 会計課長 議会事務局 学校教育課長 社会教育課長 図書館長 吉田町牧之原市広域施設組合事務局 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部消防長 吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局

### 委員長等

第4条 1. 委員会に委員長及び副委員長を置く。  
 2. 委員長は助役をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。  
 3. 副委員長は教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 会議

第5条 1. 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。  
 2. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

### 庶務

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

### その他

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。  
 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日)

(法律第78号)

第145回通常国会

小渊内閣

### 目次

前文	P30
第1章 総則（第1条—第12条）	P30
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）	P31
第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）	P32
附則	P33

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 1. 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2. 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第13条 1. 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2. 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4. 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5. 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 1. 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2. 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

# 男女共同参画社会基本法

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
(1)男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。  
(2)前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。  
(3)前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
(4)政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 1. 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2. 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 1. 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
(1)内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
(2)男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2. 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。  
3. 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。  
4. 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

## 附則抄

(議員の任期)

第26条 1. 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2. 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 1. 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2. 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 1. 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。  
2. この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。  
3. この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(施行の日＝平成13年1月6日)  
1. 略  
2. 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。  
1から10まで 略  
11. 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

## 第3章 男女共同参画会議

## 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

## 子育て支援センター

子育てに関する相談、情報提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成等を行う地域の子育て支援の拠点。

## ジェンダー

生物学的な性別であるセックス (sex) ではなく、社会的・文化的に作られた性別をいう。「男らしさ・女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識などの例がある。

## 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいう。

## セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

性的な言動に対する相手方の反応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。

## 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことをいう。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、平成11年に公布・施行された法律。

## 男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年に施行され、平成9年6月に、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用上の規定を新設するなどの改正が行われている。

## ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、すべての人々の人権と位置づける理念でもある。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子供が健康に生まれ育つことが含まれている。